

令和4年度第10回常設審議委員会議事録

1 日 時 令和5年2月24日(金) 10時開会 10時58分閉会

2 場 所 倉吉市「倉吉シティホテル」

3 出席者

(1) 常設審議委員 19名／21名（出席者は別紙名簿のとおり）

(2) 鳥取県経営支援課 〃
 南部町農業委員会 〃
 農業会議 倉益、熊谷、山根、岡田、中嶋、谷口

発言者等	議 事 要 旨
1 開 会 事務局	<p>(午前10時)</p> <p>定刻になりましたので、ただ今より令和4年度第10回常設審議委員会を開会いたします。</p> <p>まず、本会会議規則第7条に基づき、出席委員数の報告をいたします。本日の常設審議委員の出席は、21名中19名の出席で、常設審議委員会運営規程第4条第4項に基づく定足数の過半数に達しており、本委員会が成立することをご報告いたします。</p> <p>それでは、小林会長に挨拶をお願いいたします。</p>
2 会長挨拶 (要旨)	<p>本日、令和4年度第10回常設審議委員会を開催致しましたところ、皆様には公務ご多用のところ出席を賜わり誠に有難うございました。</p> <p>さて、新型コロナウイルス感染者が初めて発生してから丸3年を過ぎ新たな感染者も減少傾向をたどっており、来月中ごろよりマスクを外すことが可能との情報があります。</p> <p>また、農水省が10日、2021年に農作業中に発生した事故で死亡した人が242人と発表がありました。前年から28人減り、1971年調査開始以降で最少となったとの事であります。一方で農業従事者10万人当たりの事故死亡者は10.5人と、過去最高だった前年並みで、他産業と比べて高い水準が続いております。</p> <p>農作業の事故による死亡者が最も多く、7割に当る171人であります。農機別では乗用型トラクターが58人で最多。歩行トラクター22人、農用運搬車21人、自脱型コンバイン16名、動力防除機16人、動力刈り払い機11人などとなっております。死亡者の年齢階層別では80歳以上が最も多く、4割に当る107人、65歳以上になると8割を占める205人に上ります。このような状況から高齢農業者の安全確保が課題になってきております。今年3月～5月末、春の農作業安全確認運動で「農業機械の転落・転倒事故」を重点テーマで実施されるとのことであります。安全を最優先する農業経営でなければ、農業に従事する人はさらに減るであろうし、安全対策は担い手対策でもあると考えます。この運動は、行政やJA及び関係機関が一体で取り組みれば地域全体の安全意識が高ま</p>

<p>事務局 (山根)</p>	<p>ると思います。 さて、今月14日火曜日に都道府県農業会議会長会議が東京・主婦会館プラザエフにおいて開催され出席致しました。協議内容につきましては、それぞれの次第項目によって説明報告がなされましたが、特に協議説明の中で意見の出たのは、食料・農業・農村基本法の見直しに関する意見(案)で質問が出て、内容検討し、3月2日の理事会において協議する事となり、課題の整理がなされるものと思います。会議内容全体につきましては後程、事務局より報告して頂けるものと思います。なお、全国農業会議所國井会長の開会挨拶内容を聞き取りプリントアウト致しておりますので、参考にしていただければ幸いです。</p> <p>なお、本日の常設審議委員会におきましては、報告事項2件、審議事項は、農地法第5条の規定に基づく意見聴取事案について、南部町1件、情報提供につきましては、令和4年度全国農業会議会長会議等であります。十分な審議をお願いします。よろしくお願いいたします。</p> <p>ありがとうございました。 それでは、以降、農業会議定款第44条、運営規程第4条第3項の規定に基づき、小林会長に議長として進行いただきます。よろしくお願いいたします。</p>
<p>3 議事録署名人の選任 議長</p> <p>議長</p>	<p>それでは議事に入らせていただきます。 議事録署名人の決定でございますが、慣例により議長から指名してよろしいか、お諮りいたします。</p> <p>(異議なし)</p> <p>濱田委員(鳥取市農業委員会会長)、梅林委員(日南町農業委員会会長)の両名を指名いたします。</p>
<p>4 報告事項 議長</p> <p>県経営支援課 [REDACTED]</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>日程に基づき、報告事項です。 (1) 先月の農地転用許可状況について 県から報告願います。</p> <p>(資料1により説明)</p> <p>皆さんからご質問、意見がございましたらどうぞ。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>(2) 鳥取県農業振興地域整備基本方針の変更について 説明願います。</p> <p>(資料2により報告)</p>

<p>県経営支援課 議 長</p>	<p>(資料3により説明)</p> <p>皆さんからご質問、意見がございましたらどうぞ。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>5 議 事 議 長</p> <p>事務局</p> <p>南部町農委 事務局</p>	<p>議事に入ります。 議案第1号を説明下さい。</p> <p>それでは、今月の農地法の規定に基づく県全体の一覧表を説明いたします。(一覧表を説明) 今月は、第5条案件で1件、南部町から1件ございます。委員会事務局の説明の後、現地調査の報告をお願いしたいと思います。 それでは南部町農業委員会より説明いただきます。</p> <p>南部町農業委員会事務局の■■■■申します。よろしくお願ひします。 それでは、農地法第5条に基づく転用案件で、30aを超える事案について説明をさせていただきます。座って説明させていただきます。 まずは資料の確認をさせていただきます。 説明資料が1ページから3ページ、4ページが位置図、5ページが中間図、6ページが土地利用計画図、7ページが計画平面図、8ページが断面図、9ページが排水計画図、10ページが用排水路図、11ページが集水桝の構造図、フェンスの立面図になります。 それでは、30aを超える事案説明資料で説明させていただきます。 資料2ページをご覧ください。土地の所在等は、■■■■ ■■■■ 資料4ページの位置図をご覧くださいとわかりやすいかと思いますが、申請地は、■■■■ ■■■■位置しています。 資料2ページをご覧ください。2番の現在の営農状況につきましては、周辺は圃場整備がされておらず不整形な農地であり、土地改良区も該当がなく、営農不向きな農地です。近年の利用については、申請地の4筆全てが保全管理の状況にあります。登記地目は田ですが、以前は水田転換により、いちじくを作っておられましたが、現在は綺麗に伐採して保全管理の状態となっています。 続きまして3番目の転用事業者ですが、事業所が■■■■ ■■■■にあり、事業内容としましては、■■■■</p> <p>4番の転用目的につきましては、用途が太陽光発電施設で、工事期間は許可日から令和5年4月28日までになります。発電期間は、令和5年5月1日から令和25年4月30日までとなり、発電出力は150kwで、十分な広さを確保できる土地で太陽光発電施設が計画されたものでございます。</p> <p>5番の立地基準、(1)農地区分と(2)許可根拠規定につきましては、資料5ページの中間図をご覧くださいとわかりやすいかと思いますが、申請地の農地区分は第2種農地となります。区分決定根拠は、10ha未満かつ住宅等が連たんする区域となっております。申請地周辺は北側に■■■■や、今回とは異なる申請者ですが平成27年に転用許可となった太陽光発電施設が建っている土地が隣接しており、南側には地域の■■■■</p>

や農地が広がっている地域であります。許可根拠規定につきましては、代替地なしを許可根拠としております。

(3) 営農条件でございます。資料2ページをご覧ください。営農状況と立地条件につきましては、申請地は、西側に山林を臨み、東南方向へ続く緩やかな傾斜地で、住宅地に囲まれ、農業公共投資のされていない不整形で生産性の低い農地であります。隣接する農地は、水路及び耕作路が確保されているため、営農条件に影響を及ぼすことはございません。

(4) 代替地等につきましては、高压発電のため、ある程度以上のまとまった面積規模が必要であり、かつパネルが向いている南側には反射光の影響が少ないこと及び営農状況から本申請地以外にはいずれも地権者との条件を満たす用地がないことから選定したということでございます。

6番の一般基準の(1)他法令の許認可につきましては、農振法の該当ではございません。開発協議は町の同意確認済、再生可能エネルギー発電事業計画認定日は、2022.2.17経済産業省、(株)中国電力との発電設備に関する系統連系に係る契約2021.12.13となっております。

(2) 規模の妥当性につきましては、申請地面積が3,088㎡とこれまで通路として利用されている非農地部分の143㎡と一体的に、パネル444枚を設置され、事業規模として妥当であると判断しております。

(3) 営農及び、造成被害防除計画等の措置につきましては、資料6ページにある土地利用計画図をご覧くださいとわかりやすいと思います。周囲を緑色の線で囲われている部分に、高さ1.5mのフェンスで囲みます。

次に、資料9ページにある排水計画図をご覧ください。盛土等の造成は行わず、南側の境界線に沿って黄土色の線の部分に、土墨壁、幅70cm、高さ30cmを設置します。雨水は排水計画図のとおり溜め柵を設置し、排水経路図のとおり既存の排水路へ流出します。

次に、資料10 ページにある用排水路図をご覧ください。申請地の南側に、西側から東側へ流れる用水路が接しており、 方面へ流れております。雨水の流量計算書を提出いただいております。降雨強度は50.0mmで流量計算がされており充足していることを確認済みです。用水路は幅60cm、深さ60cm、途中から幅30cm、深さ30cmの排水路に分岐して流れます。

資料2ページをご覧ください。水利組合は同意確認済です。雑草対策としては、申請者である が毎月、現地を見回り、年4回除草作業を行うこととなっております。

(4) 資金調達計画につきましては、事業計画に見合うだけの自己資金があることを残高証明により確認しております。なお、撤去費は国の廃棄費用積立制度により外部積立を行うということです。

7番の農業公共投資につきましては、該当はございません。

8番の土地改良区以外のその他関係管理者につきましては、周辺自治会へは隣接居住者及び の同意了承済みであり、十分な説明がされております。

9番の農業委員会の意見及び審議の概要ですが、2月9日に開催しました令和4年度第11回南部町農業委員会総会において審議し、農地転用の許可基準に合致し、転用はやむを得ないと判断しております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

議 長

説明が終わりました。

それではここで現地調査の報告をお願いします。

田邊委員

それでは南部町の太陽光発電施設に関する現地調査の報告をいた

します。

2月15日、現地調査をいたしました。当日は、日吉津村の齋下会長と私、南部町の恩田会長、XXXXXXXXXX、県経営支援課XXXXXXXXXX、農業会議倉益局長、申請者XXXXXXXXXX、そのほか4名、合計11名で行いました。特に、太陽光発電で注意したいことは、まず、雨水の対応ができているかどうか、もう一点は、除草作業がきちんと定期的に行えるかどうか、この点を中心に現地調査させていただいた。雨水について、頻繁に集中豪雨が発生しており、近隣の農地や道路にあふれて被害が出ないかということ、それから除草作業につきましては、定期的に本当にされるかどうか、特に、雑草が繁茂しますと、病害虫の温床になったり、近隣に迷惑がかかりますので、そのことがないようにすること、この2点を重点的に調査しました。まず、雨水につきましては、流量計算について先ほど説明がありましたが、一般的には時間計算30mmでいたしますが、今回50mmということで計算されております。それと現地を転圧して固め、中々浸透しないということがよくありますが、今回は現状のまま使用するため浸透も十分に考えられます。それから溜めマスの設置で排水が十分かどうか確認し、水路へ半分以上流れて行き、水路も相当深く、少々の雨も対応できると判断しました。それから、除草作業につきましては、当初、状況を見ながら除草するというございでしたが、やはり、毎月の点検、年4回程度の除草はしてほしいということで要望し了解いただきました。以上のことから、今回の太陽光発電施設につきましては、私どもは問題ないと判断いたしました。報告は以上でございます。

議長

ありがとうございました。説明、現地調査の報告が終わりました。委員の皆さんからご質問、意見をお願いします。

(質問・意見なし)

議長

それでは、お諮りします。
南部町の案件について、異議なしとしてよろしいか、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

ありがとうございました。それでは異議なしといたします。

6 情報提供

議長

情報提供について、
(1) 都道府県農業会議会長会議について
事務局説明して下さい。

事務局

(別紙、資料により説明)

議長

説明が終わりました。
委員の皆さんからご質問、意見をお願いいたします。

(質問・意見なし)

<p>7 その他 議 長</p>	<p>その他として皆さんから何かございますか。はい、どうぞ。</p>
<p>中村委員</p>	<p>はい、失礼します。12月のこの常設審議委員会におきまして、ご質問がございました。相続放棄など所有者不明農地について、土地改良区の賦課金徴収について、まちまちではないか、どうしているのか、ご意見、ご質問がありました。その際、事例を確認すると発言いたしました。私、1月の常設審議委員会に所用のため欠席いたしましたので、本日、報告させていただきます。</p> <p>すべての土地改良区はできませんでしたが、いくつかの改良区に確認をいたしました。相続放棄などされて土地所有者がいない農地については、土地改良区で検討され、総会で賦課金の減免措置を講じておられるという所が多かったようです。ただし、地区除外はしていない、決済金が徴収できないということから除外していないということとございました。ただし、知人とか親戚の方が耕作しておられる場合は、その耕作されている方に請求しているということとあります。ある改良区では、利用権設定する際に、農業委員会から土地改良区の賦課金について、事前に説明があり特にトラブルがなかったということがあったという事例があり、今後、そういった際には、土地改良区の賦課金について説明があるとトラブルがなく、スムーズにいくのではないかと話でした。それから、もう一つに、今まで耕作放棄地にも賦課金を掛けていたんですが、未収金が増えてくるので、土地改良区で検討し、作っていない所は賦課しないと総会で決議しているという所が多かったです。あと、賦課金の請求先がないということで土地改良区の総会で賦課しないという所が多かったということでした。それから、私の所では、弁護士相談を行っており、相続放棄された場合には、裁判所で相続財産管理人を選定して債務整理に入るわけですが、その際、相続財産管理人に未収金を知らせることが必要です。その中で、仮に財産が残れば支払われる可能性はあるんですが、未収金がかかなり少額であるとか、額次第だということで、数万円の未収だとかの場合、土地改良区の総会の議決を得て、欠損処分している所が多いということでした。ただ、先ほど申しましたように、耕作する人があればその方に組合員になってもらい、賦課金を請求するというのが法的に可能ということで、土地改良区が耕作していただける方を探して賦課金をもらっているという事例もあるということでしたので、ご報告いたします。この問題は、今年も土地改良区の研修会がありますので、その場であらためて整理して研修させてもらいたいと思っておりますので、今日は概要だけを報告させていただきます。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。ただ今、中村委員から説明いただきましたが、これを参考にいただき、また、県土連にも相談いただければと思っております。</p> <p>皆さんから何かございますか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、あと事務局から報告願う。</p>

事務局	(次回開催日程及び臨時総会開催等について説明)
8 閉 会 議 長	それでは、以上をもちまして、本日の常設審議委員会を閉会いたします。 (10時58分)